



共同募金の配分申請受付

館林市内の民間福祉事業を支援します。

「赤い羽根共同募金」でおなじみの共同募金。この共同募金の配分は、市民のみなさまの貴重な浄財が財源です。ここに記載の館林市分の配分を希望する場合は、申請受付期間中に、所定の申請書を館林支会へご提出ください。

施設・設備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業

【申請できるのは…】

- ① 保育所・学童保育所・地域活動支援センターを運営または運営する法人・団体
- ② 館林市内で活動する NPO 法人、任意団体等

【配分上限額】

30 万円（対象経費の 75%以下、千円未満切捨）

施設整備は法人のみ申請可とし、申請法人所有または長期賃貸契約の民間物件に限る。備品は原則として単価 10 万円以上かつ耐用年数 1 年以上のもの

なお、車両整備配分を希望する場合は、館林市支会ではなく県共同募金会まで。

運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】

活動拠点・活動エリアが館林市内のみの任意団体

【配分上限額】 5 万円

【対象外経費】

他団体又は下部組織への助成や会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演・研修等の事業
- ・地域福祉の課題解決をすべく関係団体と連携して行う事業

【申請できるのは…】

- ① 保育所・学童保育所・地域活動支援センターを運営または運営する法人・団体
- ② 館林市内で活動する NPO 法人、任意団体等

【配分上限額】

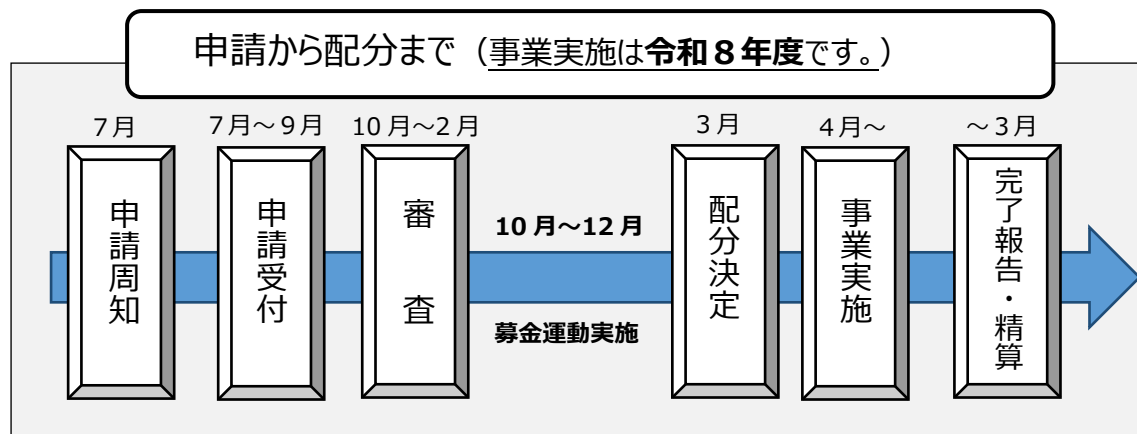
10 万円（対象経費の 75%以下、千円未満切捨）

【対象外経費】

- ・申請者の組織や管理運営に抱える経費
- ・備品購入はかかる経費の 2 分の 1 以下

裏面もご覧ください





審査は、必要に応じて現地調査、ヒアリング調査（面接）を行います

★配分対象事業の例示★

【施設・設備・備品整備配分】

テーブルとイスを整備

保育園の未満児用のテーブルとイスが不足している…。地域の親子を対象とした子育て支援事業や育児教室を行う際にも利用するため、地域に開かれた運営を行うためにも整備したい！ 等々…

【事業費配分】

身体機能向上マッサージ研修

障がい児者の身体機能向上に効果のあるマッサージ法を学び、当事者とその家族が自宅でもマッサージを行える研修会を開催し、精神と身体の安楽を図りたい！ 等々…

【運営費配分】

サロンの活動費

精神障がい者の方へサロンの参加を呼び掛けている。ボランティア育成や研修会の実施、地域の方への理解促進のためセミナーも行っているので、その活動費として活用したい！ 等々…



申請受付期間：

令和7年7月1日（火）

～9月30日（火）締切

（締切日必着）

受付窓口：館林市共同募金委員会

（館林市社会福祉協議会）

お問合せ先：館林市共同募金委員会
 （館林市社会福祉協議会 地域福祉課）
 〒374-0043
 館林市苗木町 2452-1 電話 0276-75-7111

